

## 第4章 在宅サービス（通う、自宅へ訪問するサービスなど）

### 4.1 《通う》サービス

#### （1）通所介護（デイサービス）

##### ①一日型デイサービス

デイサービスとは、要介護または要支援の認定者（※）が、ご自宅からデイサービス施設に通って、食事や入浴、機能訓練（介護予防）やレクリエーションなどのサービスを受けるものです。

その中で、従来型ともいえるいわゆる『一日型デイサービス』は、ご利用者の方が、身体機能、認知機能の低下で外出する機会が少なくなってしまう日常生活を改善し、1日、その人らしい生活を送る場所としてとても優れています。また、介護者ご家族にとっても、朝から夕方まで、1日預けられることで介護負担の軽減のメリットが大きくなります。

そのほか、各事業所によって、お泊りサービスやお出掛けレクリエーションなど特色のあるサービスを提供しており、いろいろなニーズに幅広く対応できるのが特徴です。

（※）「事業対象者」の方も、心身の状況によりご利用できる場合があります。

レクリエーションの風景



##### ②半日型デイサービス

一日型デイサービスに対して『半日型デイサービス』は、サービスの提供時間が3時間～5時間程度であり、午前の部・午後の部と2部に分かれています。

時間が短い分、目的が明確でじっくりと機能訓練等を行うことができます。

比較的要介護度の軽い方が多いのでコミュニケーションがとりやすく、逆に、お話しが苦手な方でも、短時間なので負担が小さいというメリットがあります。

一日型のデイサービスと比べ男性の比率が高い事業所が多いのも特徴です。

ただ、お風呂・お食事が無い所が殆どなので、注意が必要です。



トレーニングマシン

#### （2）認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）

認知症対応型デイサービスは、定員12名と小規模でアットホームな雰囲気が特徴です。「ただいま！」と入って来ていただけ、ご自宅以外の自分の居場所づくりができる、寄合所ともいえるデイサービスです。

馴染みの地域の中で、認知症になっても安心して自宅ですごせるお手伝いを、医療・福祉の研修を受けた認知症ケアスタッフが支援します。

認知症になっても安心して地域の中で生活を継続できるよう、季節行事を通じて地域の方との交流や、馴染みの場所への外出などを行い、ご利用者のできる事は実現できるようにスタッフが応援します。

### (3) 通所リハビリテーション（デイケア）

デイケアとは「通所リハビリテーション」のことで、介護老人保健施設、病院、診療所その他の医療施設に通い、医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士によるリハビリテーションを受けることができる通所サービスです。

デイサービス（通所介護）とデイケア（通所リハビリテーション）は似たサービスですが、デイサービスはご利用者の生きがいづくりなど日常生活上の世話に重点を置いているのに対して、デイケアはリハビリテーションが中心の専門的なケアに重点が置かれています。

比較的介護状態が軽い『要支援』の方であっても、いきいき支援センターと相談のうえ、介護予防通所リハビリテーション（予防デイケア）を利用することができます。

### (4) 通所サービス利用までの流れ

#### ①要支援・要介護認定の申請

通所サービスを利用するには、お住まいの各市町村の窓口（名古屋市の場合は各区役所の福祉課）に申請して、「支援や介護が必要である」という要支援・要介護の認定を受けることが必要です。[第1章 1.3 参照]

居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）や、いきいき支援センター（地域包括支援センター）に代行申請の相談をすることも可能です。[第2章、第6章参照]

#### ②要支援・要介護認定の決定

要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5 の7段階に分類され、認定結果によって利用できるサービスの範囲が決まります。

（非該当の場合は介護保険での通所サービスは利用できません（※））

#### ③ケアマネジャーとの打合せ

ケアマネジャー（居宅介護支援事業所の介護支援専門員）と話し合い通所サービス体験の予約をお願いします。直接通所サービスにご連絡いただくよりも、ケアマネジャーにご相談をして予約された方が、よりスムーズです。

#### ④通所サービス体験利用

体験利用は、ほとんどの通所事業所で、食費のみ、もしくは無料で、1事業所につき概ね1回、体験していただくことができます。複数の通所事業所の体験利用を行うことも可能です。

#### ⑤利用開始

利用したい通所事業所が見つかりましたら、ケアマネジャーにお話し下さい。ケアプラン作成、サービス担当者会議、通所事業所との契約といった手続きを経て、利用開始となります。



（※）平成28年6月より”新しい総合事業”が開始されたことに伴い、要介護・要支援認定が非該当であった方でも、「事業対象者」と認定された方については「予防専門型通所サービス」、「ミニデイ型通所サービス」、「運動型通所サービス」の通所サービスを利用できる可能性があります。詳しくは、いきいき支援センター、またはケアマネジャーにご相談ください。